

千葉市発達障害者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2第1項に基づき、発達障害者への支援体制の協議・検討及び千葉市発達障害者支援センター（以下「センター」という。）の活動状況等の検証並びに関係機関の連携の緊密化を図るため、千葉市発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 発達障害者への支援体制に関すること
- (2) センターの活動状況等の検証を行うこと
- (3) 関係機関の円滑な連携体制の整備に関すること
- (4) 諸問題について、専門的な協議・検討を行うこと
- (5) 前号に掲げるもののほか必要な事項

(委員及び組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者団体関係者
- (2) 医療・保健・福祉・保育・教育・雇用等関係者
- (3) センター関係者
- (4) 行政関係者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 協議会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 協議会は、年1回以上開催するものとし、座長が招集する。

- 2 座長は協議会の議事を整理する。
- 3 座長は、必要と認めるときには、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 協議会の関係者は、協議会及びその活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和元年9月1日から施行する。
- 2 千葉市発達障害者支援連絡協議会設置要綱は廃止する。